

JNB カードレス Visaデビットサービス利用規定 新旧対照表

旧	新
第 12 条（海外における本サービスの利用） 3. デビットユーザーは、海外における本サービスの利用について、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等にしたがうこととし、これらの法令を遵守する上で必要となる場合は、許可証、証明書その他の書類を提出し、または当社が本サービスの利用を制限または停止することに、あらかじめ同意するものとします。	第12条 （海外における本サービスの利用） 3. 本サービスを利用した海外における預金引き出しは、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の許可または届け出を要しない範囲の滞在費等に限定されます。滞在費等以外の目的でのご利用が確認される、または疑われる場合には本サービス利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。
第 13 条（法令等による取引の禁止・制限） デビットユーザーは、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により禁止された取引を本サービスを利用して行ってはならず、またデビットユーザーが行う取引につき許可、証明、報告その他の手続きを必要とする場合には、取引を行う前に当社にその旨を申告するとともに当社の要求に応じて許可書、証明書、報告書その他の書類を提出するものとします。この場合において、当社が必要と認めるときは、本サービスの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。	第 13 条 （法令等による取引の禁止・制限） 1. デビットユーザーは、本サービスを利用して現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令その他法令等により禁止された取引を行ってはならず、当社が必要と判断した場合には許可書、証明書、報告書、本人確認資料その他の書類を当社所定の方法により提出するよう求めることができ、デビットユーザーは当社の求めに応じるものとします。この場合において、当社が必要と認めるときは、本サービスの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。 2. デビットユーザーが、本サービスを利用して貴金属・金券類等の換金性商品を短時間に連続して購入する場合等、当社が本サービスの利用が適当でないと判断する場合には、当社からデビットユーザーに対し本人確認資料等を当社所定の方法により当社へ提示するよう求めることができ、デビットユーザーは当社の求めに応じるものとします。この場合において、当社が必要と認めるときは、本サービスの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。